

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自転車にて出勤途上、歩道脇のポールに衝突して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「顔面挫創、頸髄中心性損傷」と診断され、その後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する顔面部の醜状障害について、主治医の診断書では、障害の状態の詳細として、右眼の眉上部に長さ40mm、幅2mmの線状痕及び右眼下部に長さ35mm、幅3mmの線状痕を図示している。また、審査官の審理調書及び障害部位表示図では、右眼眉の上部に長さ37mm、幅2～5mmの線状痕及び右眼の下部に長さ35mm、幅3～7mmの線状痕があり、各々人目に付く程度以上の線状痕であり、各々の線状痕は、光の当たり方により繋がっているように見えることもあれば、繋がっていないように見えることもある旨、記載されている。

上記の医証記載のとおり、請求人の2個の線状痕は、相隣接しているものではなく、また、右眼眉上部と眼下部に離れて存在し、光の当たり方により繋がって見えることもあれば、繋がって見えないこともあることから、日常的にどのような場面においても繋がったように見える線状痕であるとは認められない。

したがって、1個の線状痕と同等以上の醜状を呈するものとは判断できないとした審査官の判断は、当審査会としても、妥当と思料する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。